居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）重要事項説明書

指定居宅療養管理指導サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 11 年厚生労働省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、指定居宅療養管理指導サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1　指定居宅療養管理指導サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人盟侑会
代表者氏名	理事長　横濱　栄子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	北海道恵庭市西島松 570 番地 電話：0123-36-5181　FAX：0123-36-5184
法人設立年月日	昭和 63 年 2 月 1 日

2　利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人盟侑会 島松病院
介護保険指定事業所番号	0111210373
事業所所在地	北海道恵庭市西島松 570 番地
連絡先 相談担当者名	電話：0123-36-5181　FAX：0123-36-5184 管理者：院長 小野澤 淳
事業所の通常の事業の実施地域	恵庭市、千歳市、北広島市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人盟侑会 島松病院（以下「事業所」という。）の薬剤師（以下「従業者」という。）が、要介護状態（介護予防居宅療養管理指導にあたっては要支援状態）にある利用者に対して適正な居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業所の従業者は、居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）の提供にあたって、要介護者（要支援者）が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況や置かれている環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ります。事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営　　業　　日	月曜日から金曜日 ※土曜日、日曜日、祝日、12 月 30 日から 1 月 3 日を除く。
営　業　時　間	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日 ※土曜日、日曜日、祝日、12 月 30 日から 1 月 3 日を除く。
サービス提供時間	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分

(5) 事業所の職員体制

管理者	院長　小野澤　淳

職	職　務　内　容	人 員 数
薬剤師	1　薬剤師は、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問し、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行います。利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切にサービスの提供を行います。 2　作成した計画書を医師又は歯科医師に提供し、実施した居宅療養管理指導の内容について、担当の居宅介護支援事業所に対して文書等で提供し、速やかに記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告します。 3　当該計画は必要に応じて適宜見直しを行います。	常勤２名以上

3　提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ　ー　ビ　ス　の　内　容
薬剤師が行う 居宅療養管理指導	通院が困難な利用者に対して、薬剤師が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問し、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行います。

(2) 居宅療養管理指導事業者の禁止行為

居宅療養管理指導事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

① 医療行為
② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について
① 利用料金については、別紙「利用料金表」のとおりです。
② 改正に伴う料金改定の場合は、改定後の料金表に基づいて計算させていただきます。この場合は、事前に文書にて通知いたします。
③ 交通費については、居宅療養管理指導に要した交通費を請求することがあります。
④ その他の材料費等が必要となった場合は実費にてご負担いただきます。

4　利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ァ 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ィ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日頃までに利用者あてにお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ァ 請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座へ振込（振込手数料は利用者負担） (イ)現金支払い (ウ)クレジット支払い（事業所窓口でのみ対応） ィ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から２月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5　担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	相談担当者：医療相談課　田中　幸太 連絡先電話：0123-36-5183（医療相談課直通） 受付日時　：月曜日から金曜日 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分

※ 担当する職員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

6　サービスの提供にあたって

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(3) 薬剤師が行う居宅療養管理指導については、医師又は歯科医師等の指示に基づき策定する「薬学的管理指導計画」に基づき実施します。
上記計画については、訪問後、必要に応じ計画の見直しを行います。

(4) 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

7　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	院長　小野澤　淳

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します 。

8　秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その

	秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
⑵ 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

９　事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

１０　身分証携行義務

居宅療養管理指導を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

１１　心身の状況の把握

居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

１２　サービス提供の記録

① 文書等により指導又は助言を行うように努め、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存します。口頭により指導又は助言を行った場合は、その要点を記録します。
その記録は、提供の日から３年間保存します。

② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

１３　衛生管理、感染症対策等について

① サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

② 指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

③ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。

2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

3. 従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修を実施します。

１４　業務継続に向けた取組の強化について

(1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１５　サービス提供に関する相談・苦情の窓口

【事業所の窓口】 当事業所に関する苦情・相談は右記の窓口で承ります	受付担当者：医療相談課　田中　幸太 受付時間　：午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分 連絡先電話：0123-36-5183（医療相談課直通）
【市町村の窓口】 （利用者の居宅がある市町村の介護保険担当部署）	①恵庭市役所　　電話：0123-33-3131 ②千歳市役所　　電話：0123-24-3131 ③北広島市役所　電話：011-372-3311
【公的団体の窓口】	北海道国民健康保険団体連合会　電話：011-231-5161

１６　サービス利用に係る個人情報利用に関する同意について

【個人情報の利用目的】

当事業所では個人情報を業務上必要な範囲において利用します。下記、目的以外には利用しません。

記

①利用者に提供する介護サービスおよびサービス会議
②介護保険請求およびサービス利用料請求のための事務
③当法人の行う管理運営業務（会計・経理・事故報告・サービスの質向上等）
④他の医療機関や介護機関との連携
⑤家族等への状況説明
⑥行政機関等、法令に基づく照会・確認
⑦賠償責任保険等に係わる専門機関、保険会社への届出、相談
⑧その他公益に資する運営業務
（基礎資料の作成、研修等での症例発表、学生等の実習への協力、職員研修等）

１７　重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年　　月　　日

当事業者は、居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）のサービス提供にあたり、重要事項説明書に基づき、サービス内容、重要事項および個人情報の利用について説明いたしました。

事業者	所　在　地	北海道恵庭市西島松 570 番地
	法　人　名	医療法人盟侑会
	代 表 者 名	理事長　横濱　栄子
	事 業 所 名	医療法人盟侑会　島松病院
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。また、個人情報の利用に関して同意しました。

利用者	住　所	
	氏　名	

代理人	住　所	
	氏　名	